

## 秋田県ジオパーク連絡協議会規約

### (名称)

第 1 条 この会は、秋田県ジオパーク連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。

### (目的)

第 2 条 連絡協議会は、秋田県内の自治体を含むジオパーク地域の連携による情報交換及び連絡調整を行うことによって、相互のジオパーク活動の連携推進と各地域の持続的な発展を目指すとともに、ジオパークの理念を普及拡大することを目的とする。

### (事業)

第 3 条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 秋田県内の自治体を含むジオパークを構成する市町村相互の連絡調整に関すること。
- (2) 秋田県内の自治体を含むジオパークの各種事業における支援に関すること。
- (3) 秋田県内及び近県におけるジオパークを目指す地域等の支援に関すること。
- (4) その他、連絡協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (組織)

第 4 条 連絡協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 秋田県内の自治体を含む日本ジオパークネットワーク会員団体の代表者。
- (2) 秋田県内の自治体を含む日本ジオパークネットワーク会員団体を構成する市町村の長。
- (3) 連絡協議会に会長、副会長、及び監事を置き、委員の互選により選任する。
- (4) 会長は、連絡協議会の会務を総理する。
- (5) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (6) 監事は、連絡協議会の会計を監査する。

### (役員任期)

第 5 条 会長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

### (参与)

第 6 条 連絡協議会には必要に応じて参与を置くことができる。

### (会議)

第 7 条 連絡協議会の会議は、会長が適宜招集する。

2 連絡協議会は、役員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第 8 条 連絡協議会の事務を処理するため、事務局は会長に選出された地域の市町村に置く。

2 事務局は、秋田県内の自治体を含む日本ジオパークネットワークを構成する市町村の所管課長等で組織する。

3 事務局は、所属する自治体の条例、規則等に準じて、連絡協議会の予算を執行する。

(経費)

第 9 条 連絡協議会の経費は、第 4 条第 1 号で定める構成団体からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 10 条 連絡協議会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 11 条 連絡協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(雑則)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の会務の執行に関し必要な事項は会長が連絡協議会に諮って決定する。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成 25 年 12 月 14 日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この連絡協議会の設立時の役員は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 29 年 5 月 15 日から施行する。